

通 商 産 業 省

47公第5632号
昭和47年6月19日

殿

通商産業省公益事業局長

電気工事士法第4条第2項第3号の認定について

琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の際、沖縄の電気工事人取締規則（1953年規則第11号）に基づく電気工事人の免許証の交付を受けている者であつて、旧沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法（昭和44年法律第47号）第19条第1項の規定に基づいて琉球政府が行なつた電気工事人の講習を修了していない者について、電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条第2項第3号の規定を適用するため下記のとおり措置したので通知します。

通 商 産 業 省

記

1. 講習の実施

沖縄の電気工事人取締規則に基づく電気工事人の免許証の交付を受けていた者について電気工事士法第4条第2項第3号の規定を適用するため、昭和47年6月通商産業省告示第3/9号のとおり講習を実施する。

2. 認 定

1の講習において所定の課程を修了した者を、電気工事士法施行規則（昭和35年通商産業省令第97号）第4条第4号の規定に基づき、電気工事士の認定を受けることができる者として、昭和47年6月通商産業省告示第3/8号のとおりその資格を定める。